

## 資格取得について / 社会教育主事資格（任用）

社会教育主事資格には他の資格と異なり「任用」と付けられていますが、この任用とは何ですか。

社会教育主事として任用されうる基礎資格を取得したということです。基礎資格を取得したうえで、都道府県・市町村教育委員会から「社会教育主事」として発令されなければ、社会教育主事にはなれません。

なお、「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」に基づき、新養成課程の修了者は、「社会教育士（養成課程）」と称することが出来るようになりました。社会教育主事課程での学びを、教育委員会のみならず、首長部局・企業・NPOなどの多様な組織で生かせるようにするためです。

本学でも2020年4月より新養成課程を開講しており、所定の単位を取得された方は、「社会教育士（養成課程）」と称することができます。また、既に社会教育主事の基礎資格を取得している方には、2科目8単位を修得すれば「社会教育士（養成課程）」の称号を取得できる科目等履修生のコースも設けています。

---

### 「社会教育実習」を行う施設はどのように決めればよいのでしょうか？

本学では、社会人の受講生の方に過剰な負担を強いることなく、力量を培える協働的実践的実習形態を取り入れております。したがって、社会教育実習の方法については、社会教育実習事前指導において担当教員と相談しながら決めることが可能です。なお、実習期間は1週間程度となります。

